

滋賀デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議 企画・運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

滋賀デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議 企画・運営業務

2 業務目的

2027年秋に滋賀県で開催されるデスティネーションキャンペーン(以下「滋賀 DC」という。)に向け、全国の観光関係者や旅行会社等を対象とした「全国宣伝販売促進会議」を開催し、滋賀県の観光素材や観光施策への理解促進、販売促進活動への参画を図る。

3 業務内容

別紙「滋賀デスティネーションキャンペーン 全国宣伝販売促進会議 企画・運営業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

4 委託契約期間

契約締結日～令和8年(2026年)12月25日(金)までの期間とする。

5 予定価格

47,000,000円(消費税および地方消費税 10%を含む)

(内訳)

骨子計画の策定(令和7年度): 5,000,000円

全体企画・運営(令和8年度): 42,000,000円

6 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類:役務 中分類:イベント

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

- (5) 令和 2 年 4 月 1 日以降に本公告に示した業務に類似する全国規模の会議・イベント運営業務を2件以上実施した実績があること。
- (6) 滋賀県内または近隣県に業務拠点を有していること(協力会社含む)。

7 プロポーザル説明会

行わない。

8 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 7 年10月16日(木)
質問書の提出	令和 7 年10月30日(木)正午まで
質問の回答	令和 7 年11月 4 日(火)
プロポーザル参加表明書提出	令和 7 年11月 7 日(金)正午まで
企画提案書提出	令和 7 年11月14日(金)正午まで(必着)
審査会	令和 7 年11月19日(水)
仕様協議・契約	令和 7 年11月20日(木)以降

9 企画提案の実施手順

(1)実施要領等の交付

ア 交付期間

令和 7 年(2025年)10月16日(木)～令和 7 年11月14日(金)

イ 交付方法

公益社団法人びわこビジターズビューロー「滋賀・びわ湖観光情報」のウェブサイト(観光関連事業者用)の Topics からダウンロードして入手すること。

なお、滋賀県観光振興局および公益社団法人びわこビジターズビューローの窓口または郵送等での配布は行わない。

滋賀・びわ湖観光情報ウェブサイト <https://www.biwako-visitors.jp/corp/>

(2)質問の受付および回答

ア 質問の受付期間

令和 7 年(2025年)10月16日(木)～令和 7 年10月30日(木)正午まで

イ 受付方法

質問書(第1号様式)により、当協議会宛てに電子メールにより提出すること。件名は「【質問】デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議企画・運営業務」とし、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。なお、電話または口頭による質問の受付は行わない。

○提出先メールアドレス:dc2027@pref.shiga.lg.jp

ウ 回答方法

参加表明書を提出したすべての事業者の担当者に対して、令和 7 年11月 4 日(火)を目途に電子メールで回答する。

なお、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした事業者のみにメールにて回答する。

(3)参加表明書

ア 提出期限

令和 7 年11月 7 日(金)正午まで

イ 提出方法

参加表明書(第2号様式)により、当協議会宛てに電子メールにより提出すること。件名は「【参加表明】デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議企画・運営業務」とし、電話にて着信確認を行うこと。参加表明書の提出がない者の企画提案書は受け付けない。

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

○提出先メールアドレス:dc2027@pref.shiga.lg.jp

(4)企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ①企画提案書及び工程表（表紙を除き30ページ以内。様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする。）
- ②概算見積（様式任意。但し、日本工業規格 A4 版。見積額は予定価格の範囲内とし、骨子計画の策定と全体企画・運営に分けて記載すること。また、消費税および地方消費税を明記すること。）
- ③業務実施体制(様式任意。但し、日本工業規格 A4 版)
- ④その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ⑤会社概要(第4号様式)と直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況がわかるもの)
- ⑥参加資格に関する調書(第 5 号様式)
- ⑦暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第6号様式)

イ 提出期限

令和 7 年11月14日(金)正午必着

ウ 提出方法

14に示す場所への郵送または持参(電子メールによる提出は不可)

部数:①～⑤…9部(正本1部、副本8部)、⑥…1部(正本1部)

※持参の場合は、土・日曜日および祝日を除く、9時から 17 時までとする。

※郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

エ その他

委託者から依頼した場合には、電子データを PDF 形式で提出すること。

10 審査

(1) 審査方法

プロポーザルによる各社からの提案を受け、事務局が設置する審査会において、提出のあった企画提案書についての書類審査およびプレゼンテーション審査を公正かつ厳正に実施し、契約候補者 1 者を選定する。(審査基準は下記参照)

(2) 書類審査

提出されたすべての提案について、6に掲げる参加資格について確認を行うとともに、9に掲げる提出書類について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

(3) 審査会(プレゼンテーション)

事務局および事務局関係者から選任した4名の審査委員からなる審査会において、提出のあった企画提案書等および企画提案者によるプレゼンテーションをもとに、下記審査

基準に基づき審査を行い、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、総合点が満点(100点)の6割未満(60点)の場合は、契約予定者とししない。

ア 開催日及び開催方法

令和7年11月19日(水)午前予定

※詳細は別途通知する。

イ プロポーザルの所要時間(予定)

説明20分 質疑応答10分

ウ 審査基準

評価項目		評価の視点	配点
企画提案内容	目的	・業務の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。	15
	全体会議の企画・運営	・プレゼンテーションやアトラクションが滋賀県観光の魅力を最大限伝え、商品造成に繋がる内容となっているか。 ・招待客に対して、十分に訴求する内容となっているか。 ・新しい手法の提案があるか。	20
	エクスカーションの企画・運営	・地域バランスに配慮しつつ、旅行者の関心を引くテーマ等を設定したコースが提案されているか。 ・体験等を通じて県内各地域の魅力を伝える内容となっているか。	20
業務実施体制	実施体制	・滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会と連携のもと、業務全体を円滑に遂行できる運営体制がとられているか。 ・会場との調整が十分にとれる体制がとられているか。	15
	準備スケジュール	適切な準備スケジュールであるか。	10
見積額	見積額の妥当性	経費節減を意識した見積金額となっているか。 ・予定価格の80%未満……………10点 ・予定価格の80%以上85%未満…8点 ・予定価格の85%以上90%未満…6点 ・予定価格の90%以上95%未満…4点 ・予定価格の95%以上100%以下…2点	10
過去の実績	過去の同種または類似業務実績	委託業務と類似する業務の実績があるかどうか。	4
社会政策推進への配慮に対する評価基準	社会政策推進への配慮に対する評価基準	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1

	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
	障害者の雇用に関し、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者で、障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、もしくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ① 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の 実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
	合計	100

(4) 審査結果通知

審査結果については、プロポーザル参加者全員に通知する。

11 契約に関する基本的事項

(1) 契約締結までのスケジュール

契約候補者が決定後、速やかに契約を締結する。

(2) 提案内容の修正等

仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、委託内容、経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

12 失格

(1) 提出期限等に遅れた場合

(2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) 参加資格を有していないことが判明した場合

(6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

13 その他

(1) 当該プロポーザルに要する一切の費用は提案者の負担とする。

(2) 本書において、不明な点がある場合は、「14 問合せ先」まで確認すること。

(3) (2)の問い合わせ等により、全参加表明者に連絡しないと審査の公平性が担保できない回答については、全参加表明者に連絡を行う。(企画提案書提出期限まで)

(4) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(5) 提出される全ての資料は、受託事業者の特定以外の目的では使用しない。

(6) 委託者の都合により、採用された企画内容について、提案者と協議のうえ補正を行う場合がある。

(7) 提出された企画提案書等は返却しない。

(8) 審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。

(9) 提出された企画提案書等を受理した後、提案者による加筆および修正は認めない。

(10) 委託料の支払については、原則、委託業務終了後に精算払とする。

(11) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

(12) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

(13) 提出された提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することはない。ただし、提案書に対して第三者から情報公開請求があった場合は、この限りではない。

14 問合せおよび各種書類の提出先

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号(滋賀県庁東館4階／観光振興局内)

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

(担当:中森、岡部、浅井)

電話:077-528-3742

E-mail:dc2027@pref.shiga.lg.jp